

鳥取県中部を震源とする地震で被災されたみなさまへ

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成 28 年 10 月 25 日発行 第 1 版



平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分頃、鳥取県中部を震源とする地震により、県内中部地域を中心に多くの被害が生じました。

県及び市町では、この地震で被害を受けられた方が、一日も早く生活の再建が行えるよう様々な支援を実施しています。

被災されたみなさまがこれらの支援施策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめました。どうぞお気軽にご相談ください。



目次

1. 住宅に関する支援	1
2. 生活に関する支援・相談	3
3. 心のケア・健康相談	5
4. 医療に関する支援	7
5. 税・授業料などの負担の軽減	9
6. 商工労働に関する支援	12
7. 農林水産に関する支援	13
8. その他	14

【資料】「被災した住宅の建替・修繕を支援します」

【資料】被災者のみなさまへ

【資料】建物の被害を受けられた方へ

さらに詳しい内容や不明な点は、連絡先欄に記載の県庁各関係課
あるいは裏面に記載の各市町村担当窓口等に直接お尋ねください。

1. 住宅に関する支援

項目	事業内容	連絡先
1-1 被災者住宅再 建支援補助金	住宅が損壊した世帯に対して、被害の程度に応じ て住宅補修経費等を支援します。 ○対象となる住宅 り災証明書による損害基準判定で10%以上の 認定を受けた住宅 ○支援額 ・住宅を建設・購入する場合：187.5万円～300万円 ・補修する場合：30万円～200万円 ※損壊の程度、世帯人数により支援額が異なります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 E-mail： sumaimachizukuri @pref.tottori.jp
1-2 被災者住宅 修繕支援金	住宅が一部破損した世帯に対して、被害の程度に 応じて修繕費を支援します。 ○支援額：1～5万円 ※破損の程度により支援額が異なります。 ※上記被災者住宅再建支援補助金の対象とならな い世帯が対象となります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7399 0857-26-7411 E-mail： sumaimachizukuri @pref.tottori.jp
1-3 災害援護資金 の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、次の とおり災害援護資金をお貸しします。 <対象>住宅の補修等 <貸付限度額> 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 家財が1/3以上の損害を受けられた方 150万円 世帯主が1か月以上の傷を負われた方 150万円 <償還期間> 10年以内（措置期間3年又は5年以内） <利率>6年間（措置期間を含む）は無利子 ※世帯人数により所得制限があります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	福祉保健課 電話：0857-26-7142 E-mail： fukushihoken @pref.tottori.jp

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
1-4	<p>生活福祉資金 (福祉費・住宅 経費)の貸付</p> <p>被災により損壊した住宅の保全、補修に必要な経費についてお貸しします。 【貸付限度額】250万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子） ※ただし、貸付後6年間（据置期間を含む）については、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。</p>	<p>鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 E-mail： fukushihoken @pref.tottori.jp</p>
1-5	<p>母子父子寡婦 福祉資金の貸 付</p> <p>被災されたひとり親家庭の親、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 (資金区分及び限度額) 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居等転宅資金 26万円 (利率) 6年間（据置期間を含む）は無利子 ※40歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。</p>	<p>中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3141 E-mail： chubu_fukushihoken @pref.tottori.jp</p>

2. 生活に関する支援・相談

項目	事業内容	連絡先
2-1 住宅の支援 (県営住宅への入居)	住宅(持ち家又は民間賃貸住宅)が全壊又は半壊し、長期にわたり居住できない世帯を対象に、県営住宅を提供します。 ・入居期間 原則入居日から1年間 ・家賃・駐車場代・敷金 全額免除 ・連帯保証人 不要 ・共益費・光熱水費 自己負担	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7399 0857-26-7411 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp
2-2 生活福祉資金 (福祉費・災害経費)の貸付	被災により損害を被った家財の購入・修繕等に必要となった経費についてお貸しします。 【貸付限度額】150万円 【利率】1.5%(保証人を立てる場合は無利子) ※ただし、貸付後6年間(据置期間を含む)については、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp
2-3 生活福祉資金 (緊急小口資金)の貸付	被災により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる少額の経費についてお貸しします。 【貸付限度額】10万円 【利率】無利子 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp
2-4 災害ボランティアによる活動支援	瓦礫、家屋の片付けやその他のボランティアによる支援を要望する場合には、災害ボランティアを派遣し、活動を支援します。 【各市町ボランティアセンター連絡先】 ・倉吉市 電話：0858-22-9802 ・湯梨浜町 電話：0858-47-5900 0858-35-2351 ・北栄町 電話：0858-37-4522 ・三朝町 電話：0858-43-3388	※左の事業内容に記載しています。
2-5 母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災されたひとり親家庭の親(ひとり親家庭となって7年未満の方など)に生活資金として、次の資金をお貸しします。 (資金区分及び限度額) 生活資金 月額10.3万円(2年間に限ります。) (利率) 6年間(据置期間を含む)は無利子 ※市町村が交付するり災証明書が必要です。	中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3141 E-mail： chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
2-6	<p>NPO 等へのパソコンの寄贈</p> <p>地震によりパソコンやプリンターが破損したボランティア団体・地域づくり団体・NPO 法人にパソコン・プリンターを寄贈します。</p> <p>※募集期間：11月25日（金）まで</p> <p>※寄贈可能なパソコン等に制限あり</p>	<p>(公財)とっとり県民活動活性化センター</p> <p>電話：0858-24-6460</p> <p>E-mai： info@tottori-katsu.net</p>
2-7	<p>家財の必要情報と提供情報のマッチング</p> <p>ツイッターを活用して家財（家具・家電）を必要とする方と提供したい方との情報をマッチングする場を設定しています。</p> <p>http://tottori-katsu.net/news/other/kazai/</p>	<p>(公財)とっとり県民活動活性化センター</p> <p>電話：0858-24-6460</p> <p>E-mail： info@tottori-katsu.net</p>
2-8	<p>クーリングオフ等の消費生活相談</p> <p>震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事等、悪質業者とのトラブルの相談をお受けしますので、中部消費生活相談室に相談してください。</p> <p>【電話による相談】</p> <p>電話番号：0858-22-3000 080-6317-5730</p> <p>受付時間</p> <p>(10月27日(木)まで)</p> <p>午前8時30分から午後7時まで</p> <p>(10月28日(金)から)</p> <p>午前9時から午後6時まで(祝日のみお休み)</p> <p>【来所による相談】</p> <p>(10月27日(木)まで)</p> <p>場所：県中部総合事務所1階</p> <p>時間：午前9時から午後6時まで</p> <p>(10月28日(金)から)</p> <p>場所：倉吉交流プラザ2階</p> <p>時間：午前9時から午後6時まで</p> <p>開所日：火～日(祝日とその翌日はお休み)</p> <p>※なお、当面の間、月曜日と祝日の翌日は北栄町役場北条庁舎2階で相談をお受けします。</p> <p>(午前9時から午後6時まで)</p>	<p>くらしの安心局消費生活センター</p> <p>電話：0859-34-2705</p> <p>E-mail： shohiseikatsu@pref.tottori.jp</p>

3. 心のケア・健康相談

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
3-1 震災・心の健康 ホットライン	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。 相談時間 午前8時30分から午後5時15分まで 電話番号 0858-23-3147（倉吉保健所）	健康政策課 電話：0857-26-7202 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
3-2 子どもの心の 相談窓口の設 置	地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の専用電話で心理職等が相談に応じています。	倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 E-mail： kurayoshijidosodan@pref.tottori.jp
3-3 男女共同参画 センターより ん彩相談室	よりん彩相談員が避難生活での不安や悩みごとなどへの相談に応じています。 相談時間：午前9時から午後5時まで 相談専用ダイヤル：0858-23-3939 面接相談(予約制)：上記専用ダイヤルにて受け付けています。 面接会場：中部総合事務所	男女共同参画センター 電話：0858-23-3901
3-4 スクールカウ ンセラーによる 心の健康相談	災害に起因すると考えられる生徒の心身の変調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を実施しています。 【公立小中学校等に在籍の方】 いじめ・不登校総合対策センター 電話：0857-28-2362 【県立特別支援学校に在籍の方】 特別支援教育課 電話：0857-26-7598 【県立高等学校に在籍の方】 高等学校課 電話：0857-26-7916	※左の事業内容に記載 しています。
3-5 教育相談電話	不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。 専用電話：0857-31-3956 また、心身の変調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的を開催している専門医による教育相談会をご活用ください。 予約電話：0857-28-2322	いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当 電話：0857-28-2322

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
3-6	<p>妊産婦、乳幼児及び女性の健康全般に関する電話・メール相談</p> <p>妊娠、出産、産後の心身の不調や不安、乳幼児の様子や育児に関する相談を専用電話やメールで助産師がお受けします。</p> <p>震災以降、不安やストレスがある、体調がすぐれない、赤ちゃんや子どもの様子が普段と違うと感じる場合などご相談ください。</p> <p>一般社団法人鳥取県助産師会 電話：090-7543-8206、080-6300-8732 (対応時間 月～金曜日 10:00～16:00) ※すぐ出られない場合があります。 E-mail：tori-josansi@hal.ne.jp (24 時間対応) ※返信に時間がかかる場合があります。</p>	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>
3-7	<p>助産師による面談・訪問による相談</p> <p>妊産婦、乳幼児への相談について面談やご自宅への訪問による相談を希望する場合、または必要とする場合は、地域で活動する助産師が対応します。</p>	<p>子育て応援課 電話：0857-26-7572 E-mail： kosodate @pref.tottori.jp</p>
3-8	<p>発達障がい（児）に関するご相談窓口の設置</p> <p>震災に関連して、お子様に関する様々な問合せや相談に応じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『エール』発達障がい者支援センター ：0858-22-7208 ・県立中部療育園 ：0858-22-7191 ・県立皆成学園 ：0858-22-7188 	<p>子ども発達支援課 電話：0857-26-7865 E-mail： kodomoshien @pref.tottori.jp</p>
3-9	<p>リーフレット作成「被災時の発達障がい児・者支援について」</p> <p>『エール』鳥取県発達障がい者支援センターでは発達障がいのある人への支援の方法や対応のコツをまとめたリーフレットを作成し、ホームページに掲載しています。</p>	<p>『エール』発達障がい者支援センター 電話：0858-22-7208</p>
3-10	<p>健康相談</p> <p>要望のあった市町村で、保健師等による健康相談を実施しています。</p>	<p>健康政策課 電話：0857-26-7202 E-mail： kenkouseisaku @pref.tottori.jp</p>

4. 医療に関する支援

項目	事業内容	連絡先
4-1 医療機関への受診	<p>地震により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。</p> <p>※氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、健康保険の場合は事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の場合は住所（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）</p>	<p>医療指導課 電話：0857-26-7189 E-mail： iryoushidou@pref.tottori.jp</p>
4-2 原子爆弾被爆者に対する医療の取扱いについて	<p>被爆者健康手帳の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。</p> <p>また、緊急の場合は、一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。</p>	<p>福祉保健課 電話：0857-26-7145 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp</p>
4-3 小児慢性特定疾病医療の取扱いについて	<p>小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。</p> <p>また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。</p>	<p>子育て応援課 電話：0857-26-7572 E-mail： kosodate@pref.tottori.jp</p>
4-4 難病の患者に対する医療の取扱いについて	<p>受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。</p> <p>また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診出来ます。</p>	<p>健康政策課 電話：0857-26-7194 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp</p>
4-5 特定疾患の医療費助成の取扱いについて	<p>受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。</p> <p>また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できます。</p>	<p>健康政策課 電話：0857-26-7194 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
4-6	<p>肝炎治療に係る医療費助成の取扱いについて</p> <p>受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。</p> <p>また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。</p>	<p>健康政策課 電話：0857-26-7769 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp</p>
4-7	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の取扱いについて</p> <p>受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。</p> <p>また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診出来ます。</p>	<p>健康政策課 電話：0857-26-7857 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp</p>
4-8	<p>予防接種</p> <p>居住地以外で予防接種を受ける場合など、予防接種に関するお問い合わせは、各市町村にご相談ください。</p>	<p>健康政策課 電話：0857-26-7153 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp</p>
4-9	<p>自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の取扱いについて</p> <p>自立支援医療受給者証の提示ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。</p> <p>また、緊急の場合は、受診する医療機関と自立支援医療受給者証に記載する医療機関の名称が異なる場合においても、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。</p>	<p>更生医療、育成医療 ：市町村障がい福祉担当課</p> <p>精神通院医療 ：障がい福祉課 電話：0857-26-7152</p>

5. 税・授業料などの負担の軽減

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-1 県税の減免	<p>県税について次のような減免措置等が講じられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税の減免 被災家屋やそれに替わる不動産に係る減免措置 個人事業税の減免 事業用資産に損害を受けた方や住宅又は家財に損害を受けた方に対する減免措置 申告等の書類の提出期限の延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内の期限延長 徴収金の徴収猶予 全壊・半壊等の損害を受けた方の徴収猶予 	<p>税務課 電話：0857-26-7053 E-mail： zeimu@pref.tottori.jp</p>
5-2 県立学校及び私立高等学校等の授業料等の減免	<p>【授業料】 被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全壊、半壊の被害：全額免除 上記以外の被害：半額免除 <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 県立高等学校 …高等学校課 私立高等学校 …教育・学術振興課 私立専修学校（高等課程・技能教育施設） …教育・学術振興課 私立中学校 …教育・学術振興課 県立歯科衛生専門学校 …医療政策課 県立鳥取看護専門学校 …医療政策課 県立倉吉総合看護専門学校 …医療政策課 県立産業人材育成センター（普通課程） …労働政策課 <p>【その他の納付金（施設整備費等）】 上記（1）により授業料全額減免に該当する者で、月額12,000円より多い額を納付している者 月額から12,000円を控除した額</p> <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> 私立高等学校 	<p>高等学校課 電話：0857-26-7929 E-mail： koutougakkou@pref.tottori.jp</p> <p>教育・学術振興課 電話：0857-26-7022 E-mail： kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp</p> <p>医療政策課 電話：0857-26-7195 E-mail： iryouseisaku@pref.tottori.jp</p> <p>労働政策課 電話：0857-26-7222 E-mail： roudou-seisaku@pref.tottori.jp</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-3 入学料・入学 選抜手数料の 減免	<p>非常災害により資産が著しく損なわれた方の入学料（入校料）及び入学選抜手数料を全額免除します。</p> <p><対象となる学校></p> <ul style="list-style-type: none"> • 県立高等学校 …高等学校課 • 県立産業人材育成センター（普通課程） …労働政策課 	<p>高等学校課 電話：0857-26-7929 E-mail： koutougakkou @pref.tottori.jp 労働政策課 電話：0857-26-7222 E-mail： roudou-seisaku @pref.tottori.jp</p>
5-4 奨学資金等の 返還猶予	<p>奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。</p> <p>（対象資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 鳥取県育英奨学資金（高校等） …人権教育課 • 鳥取県育英奨学資金（大学等） …人権教育課 • 鳥取県進学奨励資金 …人権教育課 • 日本学生支援機構奨学金 …奨学金返還相談センター • 鳥取県専修学校等奨学資金 …人権局 • 理学療法士等修学資金 …医療政策課 • 看護職員修学資金 …医療政策課 • 看護職員奨学金 …医療政策課 	<p>人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7140 0857-29-7145 E-mail： jinkenkyouiku @pref.tottori.jp 日本学生支援機構 奨学金返還相談センター 電話：0570-666-301 人権局 電話：0857-26-7074 E-mail： jinken@pref.tottori.jp 医療政策課 電話：0857-26-7190 E-mail： iryouseisaku @pref.tottori.jp</p>
5-5 鳥取県育英奨 学資金（高校 等）の緊急採用	<p>実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる高校生等に鳥取県育英奨学資金を貸与します。</p>	<p>人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7145 E-mail： jinkenkyouiku @pref.tottori.jp</p>

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
5-6	日本学生支援機構奨学金の緊急採用（第1種：無利子、第2種：有利子） 実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる大学生等に日本学生支援機構奨学金を貸与します。	在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。
5-7	Jasso 支援金 自然災害等により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう日本学生支援機構が Jasso 支援金の支給を行います。	在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。
5-8	障害福祉サービス等の利用者負担の減免 障害福祉サービスや自立支援医療、補装具に要する経費について、所得の状況等に応じて、利用者負担を減免することが出来ます。 （※手続等は、市町村で行っていますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。）	市町村障がい福祉担当課

6. 商工労働に関する支援

項目	事業内容	連絡先
6-1	<p>災害等緊急対策資金の貸付（県内中小企業者向け）</p> <p>施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中小企業者に事業資金（運転資金・設備資金）をお貸しします。</p> <p><貸付限度額> 2億8千万円</p> <p><償還期間> 10年（うち据置3年）以内 設備資金は15年（うち据置3年）以内</p> <p><利率> 1.43%。当初5年間は無利息</p> <p><信用保証料> 0.23~0.68%。 当初5年間は0%</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>E-mail： kigyuu-shien@pref.tottori.jp</p>
6-2	<p>復興支援のための利子補給制度（県内中堅・大企業向け）</p> <p>施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中堅企業・大企業が復旧のための融資を受けられた場合に、最長5年間の利子相当額を補助します。</p> <p><補助対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額2億8千万円まで、融資利率上限1.43%まで。 	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>E-mail： kigyuu-shien@pref.tottori.jp</p>
6-3	<p>事業引継ぎ・事業承継に係る支援</p> <p>後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの事業引継ぎ・事業承継に係る課題に対し、解決に向けた助言、情報提供・マッチング支援を行います。</p>	<p>鳥取県事業引継ぎ支援センター</p> <p>電話：0857-20-0072</p> <p>E-mail： hikitsugi@toriton.or.jp</p>
6-4	<p>とっとり企業支援ネットワークによる企業支援</p> <p>県内の中小企業・小規模事業者の皆さまのさまざまな経営課題に対し、支援機関・金融機関が連携して支援を行います。</p> <p>鳥取県経営サポートセンター （とっとり企業支援ネットワーク事務局） 電話：0857-20-0071 E-mail：kigyuu-shien@pref.tottori.jp 商工会議所・商工会・中央会・信用保証協会・最寄りの金融機関でも受け付けます</p>	<p>※左の事業内容に記載しています。</p>
6-5	<p>労働者及び事業主の相談窓口</p> <p>地震による雇用の不安や悩みなどに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談時間：平日午前9時30分から午後6時まで ・みなくる鳥取：0857-25-3000 ・みなくる倉吉：0858-23-6131 ・みなくる米子：0859-31-8785 	<p>労働政策課</p> <p>電話：0857-26-7222</p> <p>E-mail： roudou-seisaku@pref.tottori.jp</p>

7. 農林水産に関する支援

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
7-1 農業施設等復旧資金の利子補給及び保証料補助	<p>農業用施設等の復旧のための融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、利子補給及び保証料補助を行い、負担の軽減を行います。</p> <p><対象資金> 農業近代化資金、農林漁業施設資金</p> <p><末端金利> 借入れ後6年に限り0%</p> <p><信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%</p>	<p>経営支援課 電話：0857-26-7260 E-mail： keieishien@pref.tottori.jp</p>
7-2 農地・農業用施設の災害復旧事業に係る助成	<p>被災した農地・農業用施設の復旧に対し、1箇所当たり40万円以上のものは国庫補助事業、40万円未満のものは単県事業で助成します。</p> <p>①国庫補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助率（国）農地50%、農業用施設65% ・関係農家1戸当たり事業費により、補助率が決定。（嵩上措置あり） <p>②単県事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率 各市町村が決定 ・県は農家負担を除いた額の1/2を市町村に助成。 	<p>農地・水保全課 電話：0857-26-7326 E-mail： nouchi-mizu@pref.tottori.jp</p>
7-3 梨の販売促進への支援	<p>市場関係者や消費者に対する元気な鳥取梨販売促進活動費及び傷の程度が軽く、販売が可能な落下果実「訳あり商品」の出荷経費等に対して支援を行います。</p> <p>出荷経費等の1/2助成</p>	<p>生産振興課 電話：0857-26-7414 E-mail： seisanshinkou@pref.tottori.jp</p>
7-4 果樹共済加入促進への助成	<p>新規に果樹共済に加入する場合、共済掛金の助成を行います。</p> <p>共済掛金の1/3助成</p>	<p>生産振興課 電話：0857-26-7414 E-mail： seisanshinkou@pref.tottori.jp</p>
7-5 水産業施設等復旧支援資金	<p>被災された漁協の復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会に助成を行うことにより、被災された漁協の金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。</p> <p><末端金利> 借入れ後6年に限り0%</p> <p><信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%</p>	<p>水産課 電話：0857-26-7313 E-mail： suisan@pref.tottori.jp</p>

8. その他

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
8-1	県ホームページによる被災された皆様への各種支援の情報提供	鳥取県公式ホームページ[とりネット]の「災害被災地応援サイト」を開設し、被災された皆様に対する各種支援策のほか「相談窓口」「心と身体のケア」「生活情報」「ほっこり・ぬくもり情報」などに関する情報を掲載しています。 URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/261207.htm

鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト

被災した住宅の建替、修繕を支援します

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震により住宅に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。

1 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法（建設・購入、補修）、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

「一部破損」の場合は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。

(注) 損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

【支援額】

(単位：千円)

住宅再建の方法	世帯人数	損傷の程度				対象経費
		全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	
建設又は購入	2人以上	3,000	2,500	—	—	使途不問
	1人	2,250	1,875	—	—	
補修	2人以上	2,000	1,500	1,000	300	全壊・大規模半壊は使途不問、半壊・一部破損は補修費に限る
	1人以上	1,500	1,125	750	300	

2 被災者住宅修繕支援金

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援します。

※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

損害基準判定が10%未満の場合に限ります。

【支援額】

(単位：千円)

損害基準判定	支援額
4%超	50
3%超4%以下	40
2%超3%以下	30
1%超2%以下	20
1%以下	10

【注意事項】

- ・ 制度の詳細については、現在検討中です。制度の内容が確定次第、速やかに御案内します。
- ・ 申請には市町村が交付する「り災証明書」が必要です。「り災証明書」の申請手続き前に、早急に修繕等が必要な場合は、修繕前後の写真を撮影するなど、必ず損傷の状況がわかるものを残しておいてください。

【県庁問合せ先】

生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課

電話：0857-26-7390 電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.jp

【一部破損-損害基準判定10%以上の例】

1 屋根瓦全壊



2 屋根瓦中規模被災+外壁小規模被災



3 屋根瓦小規模被災+外壁中規模被災



被災者のみなさまへ

このたびの鳥取県中部を震源地とする地震により、被害にあわれたみなさまは不便な生活を強いられていることと思います。1日でも早く落ち着いた生活を取り戻すことができるよう、支援してまいります。

★避難生活の際に、できるだけ健康に過ごしていただくため、大切なことをまとめました

1 食事をとりましょう

食欲がなくても、三度の食事の時間には何か食べましょう。
食事が体のストレスを軽減させてくれます。

2 トイレはがまんしないで

水分補給を控えてトイレをがまんするのはやめましょう。
水分補給を控えると脱水症状が出やすくなります。
感染症予防のためにも、トイレのあとの手洗いはお忘れなく。

3 時々、体を動かしましょう

避難生活で体を動かさないでいると、全身の機能が低下しやすくなります。
エコノミークラス症候群にならないためには、定期的な運動と水分補給が大切です。

4 不安なとき、眠れない時は、早めに相談を

心配でイライラしたり、眠れなかったり、動悸や息切れで苦しいと感じた時は、無理せず身近な人や専門の相談員に相談しましょう。

5 毎日服用している薬は続けて飲みましょう

持病の悪化を防ぐために、必要な薬を続けて飲むことが大切です。

6 妊産婦さん、乳幼児をお持ちの保護者の皆さまへ

自身やお子さんの健康面、精神面への留意が大切です。
困ったことは医師や看護師、助産師、保健師に相談しましょう。

【電話相談】一般社団法人鳥取県助産師会 090-7543-8206
(相談時間 月～金曜日10:00～16:00) 080-6300-8732

7 避難生活での不安や悩みごとなどは

よりん彩相談員が相談に応じます。
男女共同参画センターよりん彩相談専用ダイヤル 0858-23-3939
(相談時間 9:00～17:00)

総合相談窓口

食糧、水の調達、ライフラインの復旧状況などのご相談があれば、以下の窓口までご連絡ください。
(建物の被害に関する相談を除きます。)



市町名	総合窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	防災安全課 (総合相談窓口)	0858-22-8111	9:00～17:00
三朝町	代表受付	0858-43-1111	24時間対応
湯梨浜町	総務課防災対策係	0858-35-3111	24時間対応
北栄町	総務課情報防災室	0858-37-3111	24時間対応
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30～17:15

悪徳業者にお気を付けください！

震災に便乗した悪質商法に注意！

■地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した様々な消費者トラブルの相談が寄せられます。なかでも、悪質業者との震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事に関するトラブルが多くみられます。さらには、自然災害をきっかけや口実とした義援金詐欺なども起きています。

【消費者の皆様へのアドバイス】

☆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。高齢者だけで過ごされる時間帯には、固定電話を留守番電話に切り替えてください。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。

☆少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン「188」番）や警察に相談してください。

■トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、最寄りの消費生活センターもしくは、「消費者ホットライン」(188)に相談してください。

中部消費生活相談室

(10月28日から倉吉交流プラザで相談業務を再開します)

電話番号 0858-22-3000

受付時間 午前9時から午後6時まで

開所日 火～日曜日(祝日とその翌日はお休みです)

※当面、月曜日と祝日の翌日は鳥取中部ふるさと広域連合(中部消費生活センター 北栄町役場北条庁舎2階)で相談を承っています。

救急医療窓口

通常どおり診療しています。

医療機関への受診

地震により、被保険者証(いわゆる保険証)等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることで医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。

※氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、健康保険の場合は事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の場合は住所をお伝えください。
※その他の保険については、医療機関にお尋ねください。

建物の被害を受けられた方へ

建物の修繕に関する相談、り災証明の発行、公営住宅のあっせんなど、建物・住宅に関するご相談は、以下のそれぞれの窓口までご連絡ください。

被災建物修繕等総合相談窓口

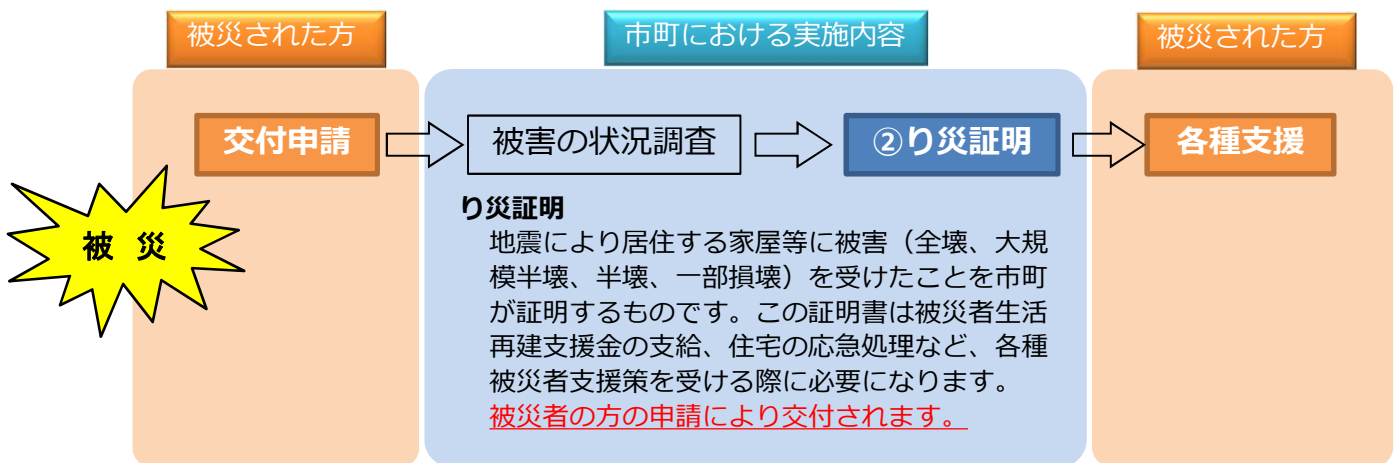
建物被害を受けられた方に対し、瓦工事業組合などの各種組合を紹介し
ます。(個別の業者のあっせんはできません。)

場所	連絡先	相談時間
中部総合事務所 二号館2階	0858-23-3139	9:00~17:00

り災証明の相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	防災安全課 (総合相談窓口)	0858-22-8111	9:00~17:00
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	9:00~17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-3117	9:00~17:15
北栄町	税務課	0858-37-5865	8:30~17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30~17:15

【参考】り災証明



※これとは別に、市町により二次災害防止等のために『被災建築物応急危険度判定』が行われています。

公営住宅の相談窓口

居住していた住宅が損傷又はインフラの寸断などにより、長期にわたり居住できない場合で、県営住宅の入居を希望する場合は、以下の窓口にご相談ください。

場 所	窓 口	連絡先	相談時間
鳥取県	住まいまちづくり課	0857-26-7399	8:30～17:15

県営住宅の空き状況(H28.10.23現在)

・17戸(鳥取市7戸、倉吉市4戸、米子市6戸)

市町の公営住宅の空き状況等については、以下の窓口にご相談ください。

場 所	窓 口	連絡先	相談時間
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	8:30～17:15
三朝町	建設水道課	0858-43-3502	8:30～17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-5318	8:30～17:15
北栄町	住民生活課	0858-37-5866	8:30～17:15
琴浦町	建設課	0858-55-7805	8:30～17:15

●総合相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	防災安全課 (総合相談窓口)	0858-22-8111	9:00~17:00
三朝町	代表受付	0858-43-1111	24時間対応
湯梨浜町	総務課防災対策係	0858-35-3111	24時間対応
北栄町	総務課情報防災室	0858-37-3111	24時間対応
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30~17:15

●被災建物修繕等総合相談窓口

…建物修繕に関する各種組合を紹介します。

窓口	連絡先	相談時間
鳥取県中部総合事務所 二号館2階	0858-23-3139	9:00~17:00

●公営住宅の相談窓口

県・市町名	窓口	連絡先	相談時間
鳥取県	住まいまちづくり課	0857-26-7399	8:30~17:15
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	8:30~17:15
三朝町	建設水道課	0858-43-3502	8:30~17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-5318	8:30~17:15
北栄町	住民生活課	0858-37-5866	8:30~17:15
琴浦町	建設課	0858-55-7805	8:30~17:15

●り災証明の相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	防災安全課 (総合相談窓口)	0858-22-8111	9:00~17:00
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	9:00~17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-3117	9:00~17:15
北栄町	税務課	0858-37-5865	8:30~17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30~17:15

【参考】り災証明

